報告第23号

平成28年度新居浜市工業用水道事業会計継続費精算報告について

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第2項の規定により、平成28年度新居浜市工業用水道事業会計継続費の精算を次のとおり報告する。

平成29年9月5日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

平成28年度 新居浜市工業用水道事業会計継続費精算報告書

(単位:円)

款	項	事 業 名	全 体 計 画				実 績			比較		
			年度	年 割 額	左の財源内訳			左の財源内訳		年割額と支払義	左の財源内訳	
					企 業 債	損益勘定留保 資金等	支払義務発生額	企 業 債	損益勘定留保 資金等	務発生額の差	企業債	損益勘定留保 資金等
1 建設改良費	1 建設改良費	山根配水池更新 事業	27	69, 300, 000	50,000,000	19, 300, 000	19, 220, 000	19, 000, 000	220,000	50, 080, 000	31, 000, 000	19, 080, 000
			28	148, 500, 000	100,000,000	48, 500, 000	192, 284, 000	100, 000, 000	92, 284, 000	△ 43,784,000	0	△ 43,784,000
			計	217, 800, 000	150, 000, 000	67, 800, 000	211, 504, 000	119, 000, 000	92, 504, 000	6, 296, 000	31, 000, 000	△ 24,704,000

参照条文

地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)抜粋

(継続費)

第18条の2 (省略)

2 管理者は、継続費に係る継続年度(継続費に係る支出予算の金額のうち法第26条 第1項又は第2項の規定により繰り越したものがある場合には、その繰り越された年 度)が終了した場合においては、継続費精算報告書を作成し、法第30条第1項の書 類と併せて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。この場合において、地 方公共団体の長は、法第30条第6項の書類の提出と併せて、これを議会に報告しな ければならない。

3 (省略)

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)抜粋

(決算)

第30条 (省 略)

2~5 (省略)

6 地方公共団体の長は、第4項の規定により決算を議会の認定に付するに当たつては、 第2項の規定により監査委員の審査に付した当該年度の事業報告書及び政令で定める その他の書類を併せて提出しなければならない。

7 (省略)